



高 総 第 78 号
平成21年10月6日

高 取 町 ご 意 見 番
代表幹事代行 中西宏次 様

高取町長 植 村 家 忠



高取町長への公開質問状について

平成21年10月1日付で質問のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

100条委員会設置に関する件

元課長の退職金返納・水道加入金の未納分について

1. 前町長による公金横領事件の発端となった、高取町土地開発公社の不透明な会計や事件の真相解明に向け、私たちは100条委員会の設置を要望しますが、あなたは100条委員会の設置について、どう思いますか。

(回答)

百条委員会については、議会が設置するものであり、百条委員会を設置する場合は、公社の不透明な特定した内容について委員会で審議するものであると考えています。

2. 高取町の元事業課長に、詐欺・業務上横領の罪で平成21年9月2日懲役3年執行猶予4年に処する有罪判決が下りました。2,500万円以上と言われている退職金の返納について、あなたはどう思いますか。又住宅会社に対する水道加入金の未納金についての経過報告をお願いします。

(回答)

元事業課長の栗本茂美に対する裁判は、有印公文書偽造・同行使詐欺及び業務上横領の罪で懲役3年、執行猶予4年の刑が9月17日付で確定しました。禁錮以上の刑が確定することにより、退職手当返納に関する手続きが生じてきました。本町としては、この判決を受け、退職手当の支払者である奈良県市町村総合事務組合管理者宛に判決に関する報告書を提出しており、今後は、奈良県市町村総合事務組合主導のもと、高取町も協力し、本人に退職手当の返納を求めていくこととなります。

水道加入金については、町が協定書(案)を策定し、三和住宅と協議していますが、一部内容について双方の見解の相違があり、これについて、詰めを行っているところです。

3. 各種行政委員の定数の見直しや報酬カットの検討をしては如何でしょうか。

(回答)

各種行政委員の定数、報酬の見直しについては、今後検討していきたい。